

南魚沼市指定介護老人福祉施設等(特別養護老人ホーム)特例入所指針

(趣旨)

第1条 この指針は、要介護1又は2の者がやむを得ない事由により、居宅において日常生活を営むことが困難な場合の特例的な指定介護老人福祉施設等(以下「施設等」という。)への入所(以下「特例入所」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(新規入所希望者の特例入所の取扱い)

第2条 要介護1又は2の新規入所希望者(以下「新規入所希望者」という。)の取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 新規入所希望者は、施設利用申込書(様式第1号)により施設等に入所申込を行うものとする。
- (2) 新規入所希望者からの入所申込があった施設等は、やむを得ない事由の有無を確認し、やむを得ない事由がある場合は、施設利用申込書(様式第1号)の申込み理由欄に必ず記載するよう求めるものとする。
- (3) 施設等は、やむを得ない事由の記載がある場合は、施設等の入所判定委員会等により、特例入所の可否を判定するものとする。
- (4) 施設等は、特例入所の判定を行うに当たり、やむを得ない理由があることに関して、次に掲げる事情を考慮し判定するものとする。
 - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状や行動意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (5) 施設等は、特例入所の判定を受け待機者名簿の入所順位が上がり、本人及び家族への入所意向確認や面会調査をする段階になった場合は、事前に介護保険の保険者である南魚沼市(以下「南魚沼市」という。)に特例入所についての意見請求書(様式第2号)により意見を求めるものとする。
- (6) 南魚沼市は、前号の意見請求があった場合は、特例入所に係る意見書(様式第3号)により回答するものとする。

(入所手続き)

第3条 施設等は、前条第5号の意見書により、特例入所の妥当性を確認した後、に特例入所の手続きを行うものとする。この場合において、特例入所に該当し

ない旨の意見書による回答があった場合は、施設等は南魚沼市と情報を共有するなど、齟齬の無いように努めなければならない。

(既入所者の特例入所の取扱い)

第4条 平成27年4月1日以降に入所した要介護3以上の入所者が、入所後に要介護1又は2に変更になった場合は、施設等は速やかに特例入所の可否について入所判定委員会等により判定するものとする。

2 前項により、特例入所の判定を受けた場合は、速やかに南魚沼市に特例入所についての意見請求書(様式第2号)により意見を求めるものとする。

3 南魚沼市は、前項の意見請求があった場合は、特例入所に係る意見書(様式第3号)により回答するものとする。

4 施設等は、前項により回答があった場合は、特例入所の妥当性を確認し、入所を継続させるものとする。この場合において、特例入所に該当しないとの意見書による回答があった場合は、施設等は南魚沼市と情報を共有するなど、齟齬の無いように努めなければならない。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。